

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
随時29-019-03	長崎県	【ながさき農林業・農山村活性化特区】 法人や民間事業者の新規参入を促すための所有者不明、未相続林地の集約化（森林整備の助けとなっている所有者不明森林の流動化促進）	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い一方で、多くの林業経営者は事業規模の拡大意欲があるものの、事業地の確保が困難となっており、ミスマッチが生じている。 ●国においては平成30年の森林法改正で、「新たな森林管理システム」（森林バンク）を創設予定。本制度は、市町村が一定期間整備が行われていない森林を一時的に管理しながら、森林所有者やその相続人からの委託を受け、民間事業者へ貸し付けたり市町村自ら森林を整備・管理する制度。 <p>【事業の実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法定相続人ではない固定資産税の納税者（例えば、納税しており、10年以上平穩に管理している者）であっても、事実上の管理者として市町への森林管理の委託を可能とすることで、民間事業者による主伐、再造林、木材搬出等を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町へ森林管理を委託するためには、森林所有者である登記簿上の本人又は全ての相続人を特定し、同意を得ることが必要である。 ●登記簿上で森林所有者の特定が困難な場合、法定相続人の特定に労力と期間を要し、新たな未整備森林の整備にはつながりにくい。 	●森林法	<ul style="list-style-type: none"> ●事実上の管理者として、固定資産税の納税者（例えば、納税しており、10年以上平穩に管理している者）が、市町へ森林管理を委託することができるようにする。 	農林水産省	<p>1 これまで、所有者不明森林に係る措置としては、森林法において、共有林で一部の所有者が不明の場合であっても、県知事裁定を経て所有者自ら伐採・造林を行うことができる制度を設けているところ。</p> <p>2 一方、先日改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成29年12月8日農林水産業・地域の活力創造本部決定）においては、「所有者不明森林について、固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人が共有者の一部を確知できない場合には、市町村による公示を経て、市町村に対し経営・管理の委託を行えるようにする。」とされており、農林水産省としては、これを踏まえ制度設計を進めており、関連法案を第196回通常国会に提出する準備を進めているところ。</p>	<p>・通常国会において審議中の森林経営管理法案について、農林水産省の制度設計の中では、本県が提案している「法定相続人ではない固定資産税の納税者であっても、事実上の管理者として市町への森林管理の委託を可能とする」ことができるようになるのか明らかでない。</p>	農林水産省	<p>1 登記簿上の所有者の法定相続人ではない固定資産税の納税者は、森林所有者ではない場合もあり、当該納税者に所有権があることを自ら明らかにしていただくことが基本であると考える。</p> <p>2 その上で、森林経営管理法では、当該納税者が</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 森林所有者であると確認できる場合は、市町村へ経営管理権を設定できるよう申し出ることが可能であり、 ② 森林所有者であると確認できない場合でも、森林所有者の全部又は一部が不明のものとして、一定の手続により市町村は経営管理権を設定することが可能である（ただし、②の場合、森林所有者に支払うべき金額は当該納税者には支払われない）。 <p>3 なお、市町村が行う不明な森林所有者の探索については、戸籍等の公簿による調査を原則として、地域住民への聞き取りを不要とし、探索の範囲も配偶者と子までとし、住所地に居住しているかどうかの確認は、遠隔地は郵送で行うとするなど、簡略化する方向で検討しているところである。</p>